

2. 児童虐待の防止

〔1〕 関係機関との連携と相談体制の強化

児童虐待の発生予防と早期発見・対応のためには、地域の関係機関の連携と情報共有が不可欠です。本市は「飯塚市要保護児童連絡協議会」を設置しており、今後も、代表者会議・専門部会・実務者会議を適宜開催しながら、虐待をはじめとした要保護児童の支援に関わる関係機関の連携強化を図ります。

また、虐待の危険度や緊急性を客観的に判断するためのアセスメントを導入し、被虐待児に関する情報収集や適切な対応の強化を図ります。

相談体制については、家庭児童相談員が、子育て中の保護者と適切な指導を含めた関わりを構築できるよう、研修等により資質向上を図ります。

さらに、平成 28 年 6 月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法が改正となり、市区町村は、地域の資源や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う支援拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の設置に努めることとされました。本市においても、令和 4 年度までの設置に向けて整備を進めます。

追加

〔2〕 虐待の発生予防と早期発見・対応

平成 30 年に制定した「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」に基づき、児童虐待が子どもに及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務等について必要な広報・啓発活動を行うとともに、子どもの安全を確保するため、関係機関と連携しながら情報提供及び支援を行います。

健康診査やその未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業や、地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童虐待防止に関する知識や体罰によらない育児の知識の普及・啓発を図るため講演会開催や街頭啓発に取り組むとともに、病院、児童委員や NPO、ボランティア等の地域の関係団体が児童虐待を早期に発見し、子どもに対し必要な保護・支援、保護者に対して必要な指導・支援を行うことができるよう、研修等をとおして資質の向上を図ります。